

大磯町旧吉田茂邸再建基金条例を廃止する条例

大磯町旧吉田茂邸再建基金条例（平成21年大磯町条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の大磯町旧吉田茂邸再建基金条例の規定に基づき積み立てられている基金については、大磯町旧吉田茂邸整備活性化等基金に編入する。

平成28年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄